

津山市建設工事等入札ガイドライン 新旧対照表

新	旧
<p>津山市建設工事等入札ガイドライン</p> <p>7 落札（候補）者の決定について</p> <p>（1）予定価格以下で最低制限価格以上の価格をもって（低入札調査、高落札率入札調査の対象となった場合は調査を行い）有効な入札をした者を落札（候補）者とします。一般競争入札においては、落札候補者に対して入札参加資格の確認（事後審査）を行い、落札者を決定します。なお、最低制限価格制度適用入札の最低制限価格は、工事の場合は88.1%～92.0%の40通り、委託の場合は82.1%～85.0%の30通りの中から電子くじにより決定された最低制限率により決定します。</p> <p>（2）落札（候補）者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札（候補）者を決定します。くじは、電子くじにより行います。なお、応札者全員が最低制限価格を下回り失格となった場合には、<u>最低制限価格再計算取扱要領に基づいて落札（候補）者を決定します。</u></p>	<p>津山市建設工事等入札ガイドライン</p> <p>7 落札（候補）者の決定について</p> <p>（1）予定価格以下で最低制限価格以上の価格をもって（低入札調査、高落札率入札調査の対象となった場合は調査を行い）有効な入札をした者を落札（候補）者とします。一般競争入札においては、落札候補者に対して入札参加資格の確認（事後審査）を行い、落札者を決定します。なお、最低制限価格制度適用入札の最低制限価格は、工事の場合は88.1%～92.0%の40通り、委託の場合は82.1%～85.0%の30通りの中から電子くじにより決定された最低制限率により決定します。</p> <p>（2）落札（候補）者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札（候補）者を決定します。くじは、電子くじにより行います。なお、応札者全員が最低制限価格を下回り失格となった場合には、契約監理室が指定する日時、場所で当該入札参加者による抽選を行い、最低制限価格及び落札（候補）者を決定します。</p>
<p>附 則</p> <p>（適用期日）</p> <p>このガイドラインは、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>改正 平成28年6月1日</p>	<p>附 則</p> <p>（適用期日）</p> <p>このガイドラインは、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>改正 平成28年6月1日</p>

改正 平成28年7月1日  
改正 平成30年12月1日  
改正 平成31年4月1日  
改正 令和3年4月1日  
改正 令和3年7月1日  
改正 令和3年10月1日  
改正 令和4年10月1日  
改正 令和5年4月1日  
改正 令和6年4月1日

改正 平成28年7月1日  
改正 平成30年12月1日  
改正 平成31年4月1日  
改正 令和3年4月1日  
改正 令和3年7月1日  
改正 令和3年10月1日  
改正 令和4年10月1日  
改正 令和5年4月1日